

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 59,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 769,438 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和3年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			特 定 財 源				国庫支出金		
			道支出金	地方債	その他	その他			
民 生 費	社会福祉費	324,280	94,023	51,674		39,538	139,045	19,018	
	老人福祉費	58,525		422		11,785	46,318	6,335	
	児童福祉費	108,013	41,518	10,384		6,077	50,034	6,843	
	小 計	490,818	135,541	62,480		57,400	235,397	32,196	
衛 生 費	保健衛生費	278,620	204	2,507	18,100	61,841	195,968	26,804	
合 計		769,438	135,745	64,987	18,100	119,241	431,365	59,000	

※経費区分については、令和3年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。